

消費生活情報つうしん

発行：東近江市市民生活相談室

0748-24-5619

050-5801-5635

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の



と



が



マイナンバーをかたるトラブル についてお知らせします。

シュマー たいへんや！たいへんや！

コン どうしたの？シュマー君。

シュマー 僕のマイナンバーが盗まれるかもしれんのや。

コン え？どういうことだい？

シュマー あんな、「あなたのマイナンバーの個人情報が漏えいしました。」っていうメールがきたんや。「このまま放っておくと、携帯電話が使えなくなったり、ローンが組めなくなったりします。」って書いたった。もう、僕の明るい未来は閉ざされた。お先真っ暗やあ。

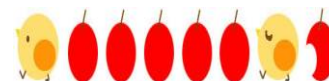
コン そのメール。たぶん詐欺だよ。そうやって脅かしておいて、お金や個人情報をとろうとしているんだよ。「対処方法を知りたい人は連絡ください」って書いてあったでしょ。

シュマー そういえば、電話番号と連絡先が書いたったわ。よかったあ。僕の将来がばら色で。ところで、マイナンバーって何だにゃ？

コン …………… 12桁の番号制度だよ。正確な所得を把握して社会保障や、税の負担と給付の公平、公正化、災害対策を図ろうするものだよ。



それから、それから、3日後のことだにゃ。



シュマー 昨日、また、怪しい電話がかかってきたんだにゃ。

コン どんな電話だったの？

シュマー それがな、「マイナンバー制度の手続きに必要なやから、家族構成や年金、預金や保険契約について答えるように」って言われたんや。マイナンバーのこと、まだよおわかってへんから、不安だにゃ。

コン それは、不審な電話だね。マイナンバーの通知や手続きで、家族構成を聞いたり、預金などの資産状況を確認することはないよ。これも詐欺まがいの電話だと思う。

シュマー やっぱり…人の不安につけこむなんて、ひどいにゃ！
なあ、コンちゃん、トラブルに巻き込まれないためには、どうしたらいいのかにゃ。

コン 正しい情報を知っておくことが大切だと思うよ。マイナンバーの利用範囲は法律で社会保障制度、税制、災害対策に関する分野と決められているんだ。それに、行政機関がマイナンバー手続きで、口座番号やキャッシュカードなどの預金情報を聞いたり、お金を要求することはないんだって。それから、もうひとつ、名前と同じでマイナンバーを貸して欲しいと言われても、貸してはいけないからね。正しい知識を身につけて、身を守らなくちゃね。

シュマー そうだにゃ。僕も勉強するにゃあ。コンちゃん、ありがとうにゃ。

借金に関するご相談も、お受けしております。

借金の問題は先送りにすればするほど、辛くなります。

専門家に相談することが、解決への早道です。

ためらわずに、相談をしてください。



ご相談やお問い合わせは

東近江市民のための消費生活相談窓口

「東近江市消費生活センター」へ

〒527-8527 東近江市八日市緑町 10-5 (市民生活相談室内)

◆ 相談専用電話 0748-24-5659

050-5801-5659

◆ 相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00

(土・日・祝祭日・年末年始は休み)

法律相談も案内しています

